

静岡県産業教育振興会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、静岡県産業教育振興会と称する。

(組織)

第2条 本会は、産業教育関係学校、実業団体、実業家及び有志者をもって組織する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、副会長在任の高等学校に置く。

2 事務局の運営に当たっては、静岡県教育委員会が支援する。

3 事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

(部会)

第4条 本会に部会を設けることができる。部会は、農業、工業、商業、水産、家庭及び福祉の6部会とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、会員の協力により産業と教育の連携を密にし、産業教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 産業教育に関する生徒の学習及び研究活動への助成
- 2 静岡県産業教育審議会答申の具現化等への助成
- 3 産業教育に関する教員の研修及び研究活動への助成
- 4 産業教育に功労ある教員及び優秀な卒業生の顕彰
- 5 その他産業教育振興上必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1人、副会長若干名、理事10人以内、監事2人。

(役員を選出)

第8条 会長及び副会長は、定期総会における会員による選挙によって選出するものとし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事及び監事は、会長が指名する。

3 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理するとともに、会議を招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し、会務を審査し、処理する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

第4章 会 議

(会議)

第10条 本会の会議を分けて総会及び理事会とする。

- 2 定期総会は、毎年一回（原則として6月）これを開催し、会務の報告、決算の承認、予算及び事業計画、その他重要な事項の審議議決並びに会長及び副会長の選挙を行う。
- 3 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
- 4 理事会は、会長が必要の都度これを招集し、総会に提出すべき議案その他本会の運営についての重要な事項を審議する。

第5章 経 費

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他をもってこれに充てる。本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第12条 本会の会費は、次のとおりとする。

- 1 学校にあっては年額3,000円
- 2 産業教育関係学校においては、それぞれの専門に関する学科等の在 학생徒1人当たり年額、全日制の課程40円、定時制の課程20円で算定した金額
- 3 実業団体にあっては1口年額5,000円
- 4 実業家並びに有志者にあっては1口4,000円

第6章 補 則

(会則の変更)

第13条 本会則の変更は、総会の議決による。

附則

- 1 本会則は昭和42年6月19日より実施する。
- 2 昭和43年6月25日一部改正
- 3 昭和52年6月20日一部改正
- 4 昭和55年5月19日一部改正
- 5 昭和57年5月19日一部改正
- 6 昭和59年5月14日一部改正
- 7 平成4年6月16日一部改正
- 8 平成6年6月8日一部改正
- 9 平成7年6月2日一部改正
- 10 平成9年5月30日一部改正
- 11 平成10年6月4日一部改正
- 12 平成16年6月10日一部改正
- 13 平成19年5月29日一部改正
- 14 平成20年2月1日一部改正
- 15 平成27年7月1日一部改正